麻薬小売業者免許申請(届)の提出部数及び記載上の注意

※提出する書類は次の表に記載されているとおりです。

	書	9 る書類は次の表に記す	提出 部数	記 載 上 の 注 意
麻薬		注 許 申 請 書 (手数料 4,600 円) R4. 4. 1 現在	1	1 薬局開設許可年月日は有効期間の始期を記載します。 2 申請者の欠格条項に当該事実がないときは「なし」(法人の場合は「全員なし」)と記載します。 3 備考欄に薬局開設許可に関する事項(薬局開設許可申請中の場合は、申請中である旨)を記載します。
小売		1 店舗の平面図	1	1 薬局開設許可申請時に提出したものの写しでも構いません。 2 麻薬保管庫の位置を明示します。 ※ 再申請(継続申請)で前回と変更がなければ省略できます。
業者免許申	添 付	2 麻薬保管庫の 立体図	1	1 鍵の状態、材質及び固定方法(重量金庫の場合は重量)を明示します。 2 寸法を明示します。 麻薬保管庫は、下記アからエまでを満たすことが必要です。 ア 金属製で施錠設備(鍵は2か所が望ましい。)があるものとすること。※ スチール製のロッカー、事務机の引き出しは不可 イ 固定してあるか、移動不可能な重量(目安として概ね50kg以上)のものとすること。 ウ 施錠のできる室内に設置すること。 エ 麻薬専用とすること。 ※ 再申請(継続申請)で前回と変更がなければ省略できます。
請(新規・再	書	3 麻薬関係業務を 行う役員の組織規 定(図)又は業務 分掌表等当該法人 における「業務を 行う役員」の範囲 を具体的に示す書 類	1	麻薬関係業務を行う役員とは、以下のとおりです。
申請)		4 診断書 (申請者が法人の場 合、監査役・監事を 除く法人の麻薬関係 業務を行う全役員)	1	1 診断書は、医師が「精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない(精神の機能の障害により欠格事由に該当する者でない)」「麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でない」ことを証するもの(様式例参照)です。 診断書の有効期間は、診断後1か月以内とします。
変記載	免	許証記載事項変更届	1	1 変更年月日は、実際に変更した年月日(法人の登記事項の変更については変更の事実があった年月日)を記載します。 2 この届は、変更後15日以内に提出しなければなりません。
変更届記載事項	添付書類		1	1 麻薬小売業者免許証(本証)を添付します。変更事項を書き替えてお渡しします。 2 従前の免許証を亡失等のため添付できないときは、別途再交付申請(有料)が必要 となります。
変更届	業務を行う役員 (申請者が法人の場合)		1	1 変更した役員の就退任日が確認できる登記の履歴事項証明書(発行後6カ月以内の もの)を添付してください。 2 業務を行う役員の業務分担の組織規程図等を添付してください(新規申請の添付書 類3参照)。 3 新たに業務を行う役員に就任した者に係る <u>診断書</u> を添付してください(新規申請の 添付書類4参照)。
業務廃止届等	業務廃止届		1	1 この届は、業務廃止後15日以内に提出しなければなりません。 2 麻薬小売業者免許証(本証)を添付します。
	麻薬所有届		1	1 この届は、業務廃止後15日以内に提出しなければなりません。 2 在庫がない場合でも提出しなければなりません。 1 業務廃止後50日以内に東京都内の麻薬営業者に麻薬を譲り渡す場合に提出しま
	麻薬譲渡届 麻薬廃棄届		1	す (譲渡後15日以内に提出しなければなりません。)。 1 古い麻薬等を廃棄したい場合又は廃止後東京都内の麻薬営業者に麻薬を譲り渡すことができない場合は廃止後50日以内に提出します。
	州梁	////木/////////////////////////////////		とができない場合は廃止後50日以内に提出します。